

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則

債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(履行延期の特約等の手続) 第15条 [略] 2 [略] <u>3</u> [略] <u>4</u> [略]	(履行延期の特約等の手続) 第15条 [略] 2 [略] <u>3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法第78条の規定に基づき知事が債務者から保護費（同法第70条第1号イに規定する保護費をいう。）の全部又は一部を徴収する場合において、債務者から履行延期申請書の提出があったときは、直ちに、当該申請書を審査し、履行延期の特約等をするかどうかを決定しなければならない。この場合においては、管財課総括課長への合議を省略することができる。</u> <u>4</u> [略] <u>5</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の債権の管理に関する規則第15条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に履行延期申請書の提出があった場合について適用し、同日前に履行延期申請書の提出があった場合については、なお従前の例による。